

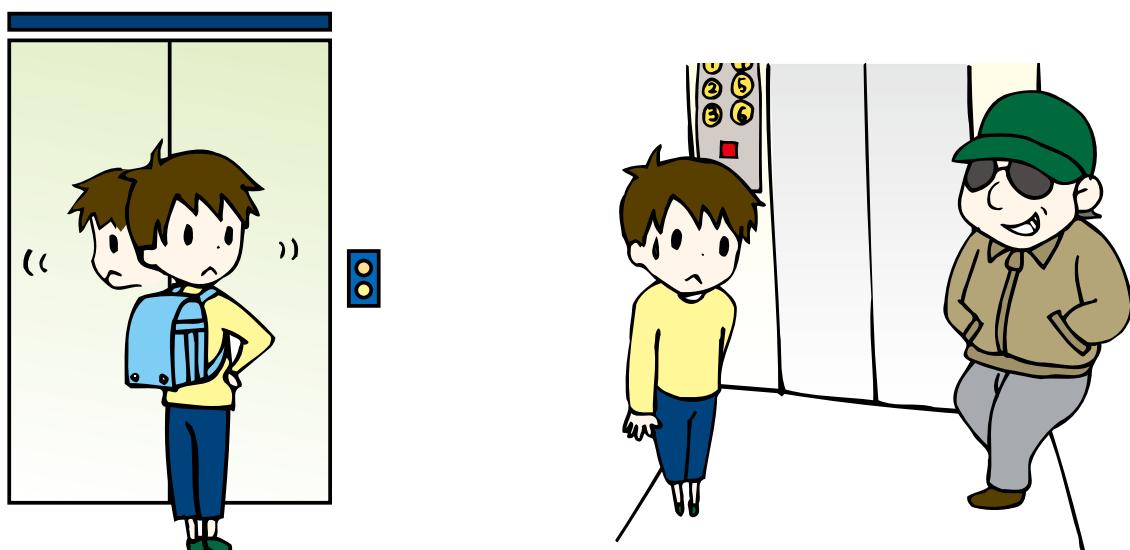
ひとりのすばん ⑥ 一人で留守番するときは、どうする？

- 宅配や集金と言って、人がきても絶対にドアや戸は開けないようにしよう。
- 知った人でもドアや戸をすぐに開けずに、用件を聞いてみよう。
- 電話がかかってきたときは、でないようにするか、電話にでても「家の者は手が離せません。」と言って、一人でいることは教えないようにしよう。
- 家の人とルールを決めておこう。



ひとりのすばん ⑦ エレベーターに一人で乗るときは、どうする？

- エレベーターの近くにどんな人がいるか確かめよう。
- エレベーターにはよその人と二人だけでは乗らないようにしよう。
- エレベーターの中でよその人と二人だけになったら、ボタンを押して、すぐ近くの階で降りるようにしよう。
- エレベーターの中で何かされそうになったら、非常ボタンを押そう。



ひと こえ ⑧ 人から声をかけられたときは、どうする？

- 道を尋ねられたときは、一緒に行かず、その場で教えよう。
- 車に乗った人から、車に乗るように言われたときは、「乗ません」とはっきり言って断わろう。
- それでも車が近づいてきた場合は、車の進む方向とは反対側に逃げよう。
- 知っている人から車に乗るように誘われたときも、「家の人に聞いてから」と言って、すぐに乗らないようにしよう。
- 「欲しいものは何でも買ってあげるよ」と言われても、絶対について行かないようにしよう。

* こんな言葉には特に気をつけよう !!

- ・ かわいい子犬がいなくなったから、一緒に探して。
- ・ 事故でお母さん(お父さん)が病院に入院したから迎えにきたよ。
- ・ おもしろいゲームがあるから一緒に遊ぼう。
- ・ 写真をとってあげるよ。



ひと つ い ⑨ 人から連れて行かれそうになったときは、どうする？

- すぐに逃げよう。
- 大きな声で、「助けて！」と叫ぼう。
- 防犯ブザーをならそう。
- 近くの大人に知らせよう。
- 交番やこども110番の家、お店などに逃げよう。

* 友だちが連れて行かれそうになったときも、

防犯ブザーをならしたり、大声を出して
大人に知らせよう。



⑩ 「いじめ」にあったり、見たりしたときは、どうする？

- 「いじめ」は人をひどく傷つけます。絶対にやめよう。
- 「いじめ」を見て笑うのは、「いじめ」に加わっているのと同じだから絶対にやめよう。
- 「いじめ」にあったり、見たりしたときは、すぐに先生や親、友だちに相談しよう。
- 「いじめ」の相談は、「告げ口」ではないことを知っておこう。
- 「いじめは絶対に許さない。」という気持ちをいつも持っておこう。



⑪ 「万引きしよう」と誘われたときは、どうする？

- 「万引きはしない。」とはっきり言って断ろう。
- 「万引き」は遊びではなく、「盗み」というドロボウであることをもう一度考えよう。
- スーパー、コンビニ、書店の人など、盗まれた人は大変苦しみ、悲しんでいることを知っておこう。



さけ の す い
(12) 「お酒を飲もう」、「タバコを吸おう」と言わされたときは、どうする？

- 「子どもだから、いや。」とはっきり言って断ろう。
- 子どもがお酒を飲んだり、タバコを吸ったりすることは、法律で禁止されていることを知っておこう。
- 子どもがお酒を飲むと身体に悪い影響を与えるし、死亡することもあるので、絶対に飲まないようにしよう。
- タバコも子どもが吸うと大人以上に身体に悪い影響を与えるし、決して格好よくないので、絶対に吸わないようにしよう。
- タバコを吸うことで、不良から因縁をつけられたりすることを知っておこう。



かく ざい やくぶつ
(13) 「覚せい剤」などの薬物や、「シンナー」を使ってみようと言わされたときは、どうする？

- 「いやだ。」とはっきり言って断ろう。
- 「気持ちよくなるよ。」「気分がすっきりするよ。」「やせるよ。」「かっこいいよ。」というのは全て嘘。もし、友だちや先輩から誘われても、断る勇気を持とう。
- 遊びのつもりでも、1回でも使うと自分の意志ではやめられなくなり、体をこわして治らなくなってしまう。ありもしないことを想像して大きな事件を起こしたり、自殺することもある。
※ぜったいに使ったりしないようにしよう。



けいたいでんわ つか
(14) 携帯電話やパソコンを使うときは、どうする？

- 家人と決めたとおりの使い方をしよう。
- 家人に言って、フィルタリング(有害サイトアクセス制限)をしてもらおう。
- 悪口やいたずらメール、掲示板などへの書き込みは犯罪に結びつくので絶対にやめよう。
- 「出会い系サイト」は危険がいっぱい、だから絶対にアクセスしない。
- 勧誘メールが来ても無視しよう。



自転車は安全に正しく乗ろう

じ てん しや ほ うりつ お な な か ま
自転車は、法律では、「くるま」と同じ仲間です。

こ う つ う ま も じ ふ ん ま も
交通ルールを守ることは、自分を守ることにつながります。

じ てん しや う ん て ん こ う つ ま も あ ん せ ん た の の た い せ つ
自転車を運転するときは、交通ルールを守って、安全に楽しく乗ることが大切です。

① 自転車に乗る前は点検を!!

じ てん しや の ま え つ ぎ て ん け ん
自転車に乗る前に、次のポイントを点検しましょう。

じ てん しや せ い び ひ つ よう と き い え ひ と せ い び
自転車の整備が必要な時は、家の人に、整備をしてもらうか、自転車屋さんで、整備をしてもらいましょう。



じ てん しや の
自転車に乗るときは
ヘルメットをかぶろう



またがったとき、
じめん あし 地面に足がつく
地面上に足がつく
かな?



自転車の点検をしよう

② 自転車に乗るときは交通ルールを守ろう!!

① 歩道があるところでは

歩道があるところでは、歩道を通りましょう。



※歩道と車道の区別のある道路では、自転車は車道の左はしを
とお
通るのが決まりですが、13歳未満の子どもは歩道を通るこ
とができるので、安全のため、できるだけ歩道を通りましょう。

※歩道は、歩いている人が優先です。歩いている人が危なくないように、ゆっくり安全に走りましょう。



はくせん じ てん しや
※白線と自転車の
マークがあった
とお
ら、そこを通り
ましょう。



はくせん
※白線とマークが
なかつたら、車
とお
道に近い部分を
通りましょう。

②路側帯があるところでは

道路の左はしに引かれた白い線の外側を路側帯といいます。

路側帯があるところでは、安全のため、できるだけ路側帯を通りましょう。

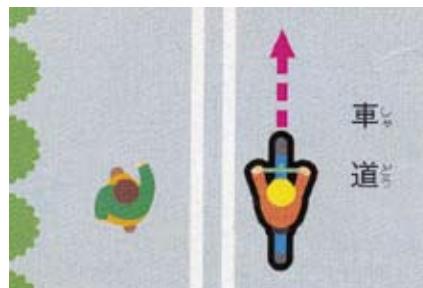


自転車が通れる路側帯



※歩道と車道の区別がない道路の左はしに引かれた白い線の外側のところを、路側帯といいます。路側帯があったら、できるだけそこを通りましょう。

自転車が通れない路側帯



※上の図のような白線が2本の路側帯は、歩行者用の路側帯です。自転車で通るときは、自転車をお降りて、おして歩きましょう。

③歩道も路側帯もないところでは

道路の左はしを通りましょう。
自転車道があるところでは、自転車道の左はしを通りましょう。



おしチャリ運動

「おしチャリ」とは、みんなが安心して歩けるよう、人がたくさん通る歩道では、自転車を押して、人と一緒に歩こうという運動です。福岡市では、自転車を押して歩く「おしチャリ」を進めています。みなさんも、みんなが安心して、歩けるよう、人がたくさん歩いている歩道では、自転車を押して歩きましょう。



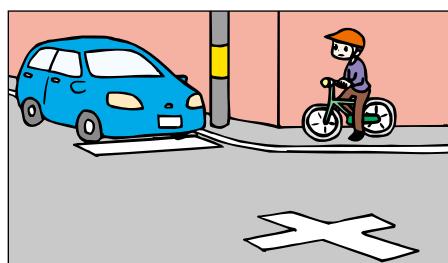
④交差点では

交差点では、見えないところから、車や歩いている人などが出てくるかもしれません。

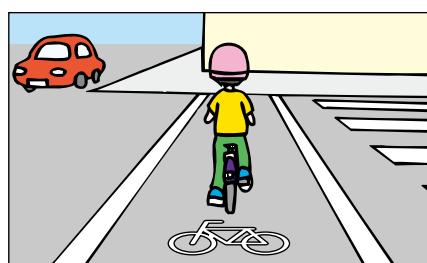
かならず、一度停車し、左右の安全を確かめてから、わたりましょう。

横断歩道に自転車横断帯があるところでは、自転車横断帯を通りましょう。

交差点では、左右の安全を
確かめてからわたりましょう。



交差点に自転車横断帯があったら、
必ずそこを通りましょう。



「自転車横断帯」
の標識

「横断歩道・
自転車横断帯」
の標識

正しい右折の方法

●信号のある交差点での右折



※交差点に自転車横断帯があったら、
必ずそこを通りましょう。

●信号のない交差点での右折



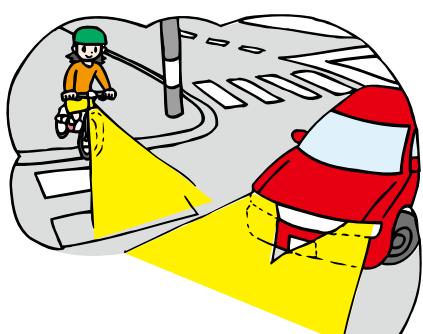
※交差点の向こう側で一度止まって、
安全を確かめましょう。

⑤夜、暗くなつて乗るときは

夜になると暗くなつて、車を運転する人は、自転車が見えにくくなります。

事故を防止するためにも、早めにライトをつけましょう。

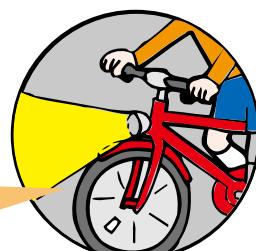
●交差点を曲がつて来る車がいたら、
通りすぎるまで待とう



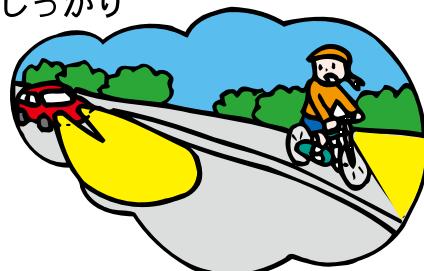
夜は、車から自転車がとても見えにくく
ぼんやりしていると車とぶつかります。

●必ず夜はライトを
つけよう！！

よこ
横にも反しゃざい
をつけよう。

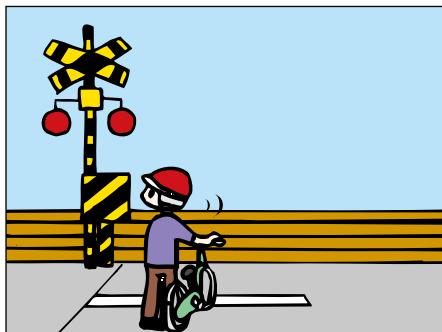


●後ろから来る車にしっかり
気をつけよう。

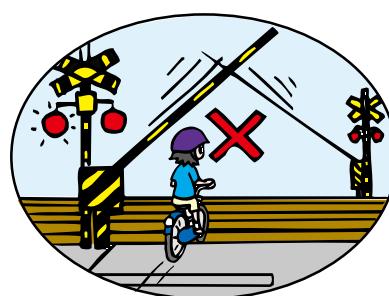


⑥踏切では

踏切では必ず一度止まり、左右の安全を確かめましょう。



警報機が鳴りだしたり、しゃ断機が閉ま
りかけていたら、絶対に
踏切に入っては
いけません。



③自転車に乗るときに、絶対してはいけないこと

二人乗りや片手運転は
交通事故の原因になる
のでやめましょう。

■二人乗り

■かさ差し運転

■横に並んで走る

■手放し運転



④自転車を止めるときは正しいところに止めましょう

自転車置き場があるときは、必ずそこに止
めましょう。

自転車置き場がないときは、車や歩く人の
めいわくにならないように注意して、自転車
を止めましょう。



放置禁止区域

放置禁止区域とは、自転車を止めてはいけない場所のことです。その場所は、福岡市の条例で定められています。

放置禁止区域に自転車を止めておくと、歩行者の通行の邪魔になったり、火災や事故が発生したとき、救急車や消防車などの通行ができなくなります。自転車を止めるときは、必ず自転車置き場などの決められた場所に止めましょう。



「自転車置き場」の表示板

×モ

発行 福岡市市民局
生活安全課(防犯・交通安全) 711-4061
防災・危機管理課(防災) 711-4056
〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号